

対象年度	令和 3年度	総合計画実施計画策定及び行政評価シート
------	--------	----------------------------

事務事業名	要介護認定事業					予算事業名	介護認定事務経費	
予算科目	会計	04	款	項	目	事業	要求区分 経常経費	
			01	03	02	0501		
総合計画体系	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	介護保険法
	1-4ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実(高齢者福祉)							主要事業
	①高齢者福祉の総合的な推進						担当課係等	介護保険課
3介護保険の適性運営								介護認定係
事業期間	継続 (平成12年度～令和 5年度)							

【めざす姿(意図・どのような状態になるのか)】	【事業開始のきっかけや他市の状況など】
要介護・要支援認定申請日から30日以内に適正な要介護認定を実施する。	介護保険制度開始により

【手段(事業内容・どのようなことを行うのか)】	【対象(だれに対して・何に対して行うのか)】
被保険者からの要介護・要支援認定申請に対して、認定審査会を開催し、公平公正な審査を行い、要介護度を適正に決定する。①新規申請若しくは区分変更申請の相談や更新依頼 ②認定申請書受理 ③訪問調査 ④主治医意見書取得 ⑤一次判定及び審査会資料作成 ⑥認定審査会 ⑦要介護度結果通知。 ※令和元年度から効率化のためケースファイルのデータ化を導入 ※令和2年度から審査会ペーパーレス化を予定(需用費・使用料及び賃借料)	要介護・要支援認定申請者 【事業をとりまく環境の変化】 高齢化や介護保険制度の定着、親世代との同居を煩わしいと思う人が増え、核家族化や単身世帯化といった近年の家族形態の変化によりサービス利用も高まっている他、認定結果への透明性が求められつつあり、審査件数だけでなく資料作成や窓口対応等にかかる事務量も増加している。平成30年4月から有効期間の延長により更新件数が減少化傾向のため調査員5名体制。遅延のないよう一般職員も訪問調査を実施するとともに、毎週2回(火・金)の夜間に審査会を開催。

【令和 3年度 事業内容】	【令和 4年度 事業内容】	【令和 5年度 事業内容】
介護認定審査会運営経費 介護認定事務経費	介護認定審査会運営経費 介護認定事務経費	介護認定審査会運営経費 介護認定事務経費

■事業費

		R01年度	R02年度		
財源内訳	国庫支出金	0	0		
	県支出金	0	0		
	地方債	0	0		
	その他	0	0		
	一般財源	20,384	23,422		
歳入計(千円)		20,384	23,422		
歳出内訳	節(番号+名称)	金額(千円)	金額(千円)		
	01 報酬	9,025	9,975		
	08 旅費	19	77		
	10 需用費	612	934		
	11 役務費	8,575	10,200		
	12 委託料	2,148	1,255		
	13 使用料及び賃借料	0	873		
	17 備品購入費	0	86		
	26 公課費	5	22		
	歳出計(千円)(A)		20,384	23,422	
伸び率(%)			14.90		

備考	総合計画61ページ 予算書271ページ
----	---------------------

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指標名	単位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	審査判定件数	件	目標	1,850.00	1,750.00	1,800.00
			実績	1,677.00	0.00	0.00
	審査会1回あたりの平均判定件数	件	目標	20.00	19.00	19.50
			実績	18.20	0.00	0.00
成果 指標	処分（判定結果交付）に要した平均日数	日	目標	30.00	30.00	30.00
			実績	40.73	0.00	0.00
	要介護認定率（第1号被保険者）	%	目標	14.70	12.60	13.60
			実績	11.56	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	公平で適正かつ迅速な要介護認定を行うことにより、適切な介護保険サービスが提供され、高齢者が可能な限り地域で自立した生活ができることに結びつく。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	介護保険法第14条により市に介護認定審査会を設置することが義務付けられている。
	手段の妥当性	A 妥当である	現状の手段が妥当である。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	令和元年度からケースファイルのデータ化を導入するなど、コスト効率は上昇傾向にあるが、さらなるICT推進等様々な観点から検証を行うことによって、効率性をさらに高める余地はあると考える。
公平性	受益者の偏り	B どちらも言えない	本人や家族に介護サービス利用に対する抵抗がある場合など、認定申請につながらないケースがある。
有効性	成果向上の余地	B どちらも言えない	介護保険制度の周知が図られ、一定の効果はあるが、実利用のない認定のみの更新者は地域包括支援センターにつなぎ、効率的な制度運営を図る必要がある。
進捗度	事業の進捗	B どちらも言えない	迅速な対応に努めているが、調査員の欠員などが生じた際には認定調査に遅れが生じることもあり、判定結果までに30日を超える場合があるのが現状である。

総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください

できる限り遅滞のない適正な調査や審査判定に努めているが、さらなる高齢化や家族形態の変化に伴い、認定申請数が上昇すれば事務処理遅滞等が生じる可能性がある。また、新型コロナウイルスなどの感染症が流行した際においても、なるべく滞りなく認定事務が行えるような体制の構築も課題である。さらに、適正な審査判定により適切な介護保険サービスを提供していくためには、審査会における合議体間での調整、認定調査員との定期的な打合せなどにより、審査判定及び認定調査の平準化に努めていく必要がある。

対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか

要介護認定における各事務処理に関して、関係機関と連携し、進捗管理の徹底やICT推進による効率化を図り、30日以内の判定結果交付に努めたい。

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

拡充（人・モノ・カネ等の拡充）
 改善改革しながら継続
 現状のまま継続（改善・改革なし）
 統合・新規事業への展開
 縮小
 休止
 廃止・終了
 予定どおりの要求
 一部改善の上要求
 今回は見送り
 その他の処置

方向性の具体的内容

介護認定業務を公平・公正に行うとともに自体なく進めることが求められており、厚生労働省の統一基準に基づき調査を実施し、速やかに認定審査会に諮る。現在、業務の効率化のため認定調査会のペーパーレス化およびケースファイルのデータ化に取り組んでいるが、感染症対策のためWeb会議による審査会の開催が必要と考えている。

2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

拡充（人・モノ・カネ等の拡充）
 改善改革しながら継続
 現状のまま継続（改善・改革なし）
 統合・新規事業への展開
 縮小
 休止
 廃止・終了
 予定どおりの要求
 一部改善の上要求
 今回は見送り
 その他の処置

企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入）

財政状況と可能な限り調和を図りながら進める。